

◆難病・感染症対策◆

■難病対策■

◎指定難病医療費助成事業

原因が不明で、治療方法が確立していない、いわゆる難病と呼ばれる疾病のうち、国で定めた「指定難病」についてかかる医療費を「特定医療費」として一部助成をします。

指定難病の治療を行うには都道府県より指定されている「指定医療機関」に受診する必要があります。

対象疾病 348疾病

対象者 国が定めた診断基準及び重症度基準を満たした者

申請手続 住所地の保健所（健康福祉センター）、船橋市保健所又は柏市保健所
千葉県難病助成事務センター

（令和7年6月以降、習志野・印旛保健所管内のみ）

詳しくは、以下の疾病対策課ホームページをご覧いただか、住所地の保健所（健康福祉センター）、船橋市保健所、柏市保健所又は千葉県難病助成事務センターにお尋ねください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/alle-nan/nanbyouiryouthou/index.html>
なお、千葉市在住の方は千葉市各区健康課へお問い合わせください。

*スモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性胰炎及びプリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）については、「特定疾患治療研究事業」の対象となりますので、住所地の保健所に御相談ください。

◎千葉県在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅人工呼吸器使用指定難病患者に対して診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、在宅人工呼吸器使用指定難病患者の在宅療養の実態把握と訪問看護の方法に関する研究を行い、在宅療養の促進に資することを目的とします。

事業内容 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業の対象患者で、かつ、当該対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者に対し、医師が必要と認めた診療報酬対象外の訪問看護を提供します。

申請手続 在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書を住所地の保健所に提出します。

支給期間 承認決定された日から直近の3月31日までとなります。必要に応じて継続申請することができます。

問合せ先 保健所（健康福祉センター）

◎先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場に鑑み、その患者の医療保険等の自己負担分を公費負担し患者の医療負担の軽減を図ります。

対象年齢	原則として20歳以上
治療区分	入院及び通院
給付内容	医療保険等で支払われる医療費を除いた額を給付します。 ただし、保険適用外の費用は患者負担となります。
申請手続	先天性血液凝固因子障害等治療研究費申請書及び医師の診断書（指定のもの）に健康保険証（写）を添えて、住所地の保健所（健康福祉センター）、千葉市各区健康課、船橋市保健所又は柏市保健所に提出します。
給付期間	申請書を受理した日から1年間となります。必要に応じて継続申請することができます。
問合せ先	各保健所（健康福祉センター）

◎在宅難病患者一時入院等事業

御家族の病気、休息等により在宅での介護が困難になった場合に、患者の一時入院や、患者宅に看護人を派遣することで、患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ることを目的としております。

対象者

一時入院 次の要件全てを備えている方で、病状等を確認した上で、入院の可否を決定いたします。

- 1 千葉県に住所を有する方
 - 2 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定難病の患者及び千葉県特定疾患治療研究事業対象疾患患者
 - 3 家族等の介護者の休息（レスパイト）、又は事故等の理由により一時的に介護等が受けられなくなった方
 - 4 常時医学的管理下に置く必要があり、病状の安定している方
- 当面の間は、神経・筋疾患の患者を対象とします。

在宅レスパイト 一時入院の要件に加えて、指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で常時人工呼吸器を使用している方

事業委託医療機関

一時入院 19医療機関（令和7年度）

※年度により委託医療機関は、変更になる場合があります。

在宅レスパイト 県と委託契約を締結した訪問看護事業所

入院期間及び利用回数

一時入院 1回20日以内（延長が必要と認められた場合は1箇月以内）
同一年度で3回以内

在宅レスパイト 1時間単位で1月につき4時間以内
利用回数は、利用月を1回とし、同一年度で12回以内
問合せ先 各保健所（健康福祉センター）

■感染症対策■

◎結核対策事業

結核患者が、他の人に結核を感染させるおそれがある場合には、保健所（健康福祉センター）長はまん延防止のため、法に基づき患者に結核病床を有する病院（結核モデル病床を含む）へ入院するよう勧告します。

この場合、治療にかかる医療費は、医療保険と公費で原則として全額負担しますが、家庭の収入に応じ一部負担していただく場合があります。

また、入院の必要のない方（通院治療の方）については、治療にかかる医療費（初診料、再診料等は対象外）の5%を窓口で支払っていただき、残りは医療保険と公費で負担します。

公費負担を申請する場合には、原則として患者本人か、又はその保護者が、居住地を所管する保健所（健康福祉センター）に申請書を提出してその承認を受ける必要があります。

問合せ先 各保健所（健康福祉センター）

◎感染症予防事業

感染症と診断された場合は、保健所（健康福祉センター）が行う感染源の特定や2次感染防止の措置にご協力いただく場合があります。感染症は、法により感染力や感染した場合の重篤性から1類～5類・指定感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症に分類され、1・2類・指定及び新型インフルエンザ等感染症の場合は保健所（健康福祉センター）長により、医療機関へ入院を勧告されることがあります。この場合の医療費のうち医療保険を除いた部分は、原則公費で支払われます。

県内の各感染症の発生状況は、千葉県感染症情報センターのホームページ（<https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/c-idsc/>）をご覧ください。

◎エイズ対策

保健所（健康福祉センター）で、無料・匿名でHIV抗体検査を受けることが出来ます。結果がその日のうちにわかる即日検査や、夜間検査も実施しています。

また、患者等が安心して医療の提供を受けられるよう、地域にエイズ治療拠点病院を整備しています。

二次医療圏名	名称	所在地	電話番号
千葉	独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター	〒260-8606 千葉市中央区椿森 4-1-2	043(251)5311
	千葉大学医学部附属病院	〒260-8677 千葉市中央区亥鼻 1-8-1	043(222)7171
東葛南部	順天堂大学医学部附属 浦安病院	〒279-0021 浦安市富岡 2-1-1	047(353)3111
東葛北部	東京勤労者医療会東葛病院	〒270-0153 流山市中 102-1	04(7159)1011
	東京慈恵会医科大学附属 柏病院	〒277-8567 柏市柏下 163-1	04(7164)1111
	医療法人財団明理会 新松戸中央総合病院	〒270-0034 松戸市新松戸 1-380	047(345)1111
印旛	成田赤十字病院	〒286-8523 成田市飯田町 90-1	0476(22)2311
香取海匝	地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院	〒289-2511 旭市イ 1326	0479(63)8111
安房	医療法人鉄蕉会 亀田総合病院	〒296-8602 鴨川市東町 929	0470(92)2211
君津	国保直営総合病院 君津中央病院	〒292-8535 木更津市桜井 1010	0438(36)1071

詳しくは、疾病対策課ホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/aids/chiryou.html>)

◎肝炎対策

保健所（健康福祉センター）や県が委託した医療機関で、無料でB型・C型肝炎ウィルス検査を受けることができます。

また、県、市町村、職域、手術前及び妊婦健診で実施されるB型・C型肝炎ウィルス検査受検後に陽性と判定された方に対し、初回精密検査の費用を助成しています。

また、B型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロンフリー治療への医費助成を行っており、医療保険の自己負担分から世帯の所得に応じた自己負担限度額を除いた部分を、公費で負担します。

さらに、平成30年12月から、B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院医療費への助成が開始され、令和3年4月からは外来医療として分子標的薬を用いた通院医療が、また、令和5年4月からは粒子線治療が対象に追加されました。

また、令和6年4月から、対象となる医療について、月数要件が緩和されるとともに、分子標的治療薬が一部追加されました。

高額療養費の限度を超えた月が2月目から自己負担が1万円となります。

詳しくは、以下の疾病対策課ホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/kanen/index.html>)

◆医療保険◆

■国民健康保険■

◎制度の概要

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、医療の給付又は医療費等の支給をするため、法律によって制度化された社会保障事業の一つです。この事業は、地域を基盤としているものであり、健康保険等の被用者保険とともに、わが国における医療保険制度の根幹をなすものです。

◎保険者

被用者以外の地域住民を対象とし、その加入者から徴収した保険料（税）と国庫負担金等の収入によって、保険加入者が疾病、負傷、出産又は死亡した場合に、保険給付を行う事業主体のことです。

保険者の種類 次の3種類があります。

- 1 県
- 2 市町村
- 3 同種の事業又は事務所に従事する者を組合員とする国民健康保険組合

このうち国民健康保険組合の設立には知事の認可が必要です。現在、県内にある保険者は、県、54市町村と医師国保組合、歯科医師国保組合及び薬剤師国保組合の3組合です。

事業内容 平成30年度から県も保険者に加わり、財政運営の責任主体と位置づけられました。市町村は引き続き、地域住民との身近な関係の中、下記事業内容1～4等の業務を行っています。

- 1 保険の給付
- 2 保険料（税）の賦課及び徴収
- 3 被保険者証の発行
- 4 保健事業活動